

議案第 88 号

さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例

さいたま市墓地及び納骨堂条例（平成 13 年さいたま市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
(利用権の消滅) 第 1 1 条 墓地（合葬式墓地及び樹林型合葬式墓地を除く。）の利用権は、次の各号のいずれかに該当するときは、消滅する。 (1)・(2) [略]					(利用権の消滅) 第 1 1 条 墓地（合葬式墓地を除く。）の利用権は、次の各号のいずれかに該当するときは、消滅する。 (1)・(2) [略]				
別表第 1（第 13 条関係）					別表第 1（第 13 条関係）				
	施設	単位	使用料	管理料		施設	単位	使用料	管理料
	[略]					[略]			
思 い 出 の 里 市 営 霊 園	[略]				思 い 出 の 里 市 営 霊 園	[略]			
	合葬式 墓地	[略]				合葬式 墓地	[略]		
	樹林型 合葬式 墓地	1 体	100,000 円 (墓地の返還と同時 に第 6 条第 1 項の利 用許可を受ける場合 にあっては、30,	—					

000円)	
備考 [略]	備考 [略]

附 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。